

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
仮設教場賃貸借	1	
	防衛大臣承認	
	作成	令和8年2月2日
	変更	
	作成部隊	東北方面特科連隊 第3科

1 総 則

1.1 適用範囲 この仕様書は陸上自衛隊岩手駐屯地東北方面特科連隊教育隊が使用する仮設教場賃貸借について規定する。

1.2 賃貸借物品の品名・規格等

- (1) 形式・数量 : 仮設教場 9 連棟 1 階建 1 棟（細部は別紙第 1 ～ 6 を参照）
- (2) ユニットの寸法： 間口 7， 2 0 0 mm×桁行 2 0， 7 0 0 mm（2， 3 0 0 mm×@ 9 連棟）を基準とし、延床面積149m²以上、同等品可とする。（同等品については、官側承認を受けるものとする）
- (3) 基礎工事：鉄板を敷き、鉄板にH溝を固定し、仮設許可を得るものとする。

1.3 賃貸借期間及び保障期間

- (1) 賃貸借期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 2 5 日までとする。
- (2) 撤収完了日は令和 8 年 7 月 3 1 日とする。

2 製品に関する一般事項

- (1) 仮設教場は下記の規格等を満たすもので、納入業者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習によるものとする。
- (2) 設置を含む賃貸借物品の納品は全てこの仕様書によるものとし、本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は全て官側と協議しその決定に従うものとする。
- (3) 本仕様書に記載なき事項であっても、当該器材又は部品・構成品の機能保持上、当然必要な技術上の処置は、納入者において行うものとする。
- (4) 仮設教場及び諸資材は、全て機能上問題の無いものを使用し、官側の確認を受けるものとする。
- (5) 納入実施にあたり技術上の不備等による損傷が生じた場合は、納入者の責任において完全に修復するものとする。

3 特記事項

- (1) 別表「提出書類一覧表」に示す書類を作成のうえ提出するものとする。
- (2) ユニットハウスは解体設置を含むものとする。
- (3) ユニットハウスに具備する設備は下記に示すとおりとし、機能を十分に発揮できるように設置・工事を行なうものとする。

設備機器名	規格	備考
照明器具（灯管含む）	蛍光灯 4 0 w 2 灯用	
引込用分電盤	主回路×1、分岐回路20A× n	後にエアコン設置の可能性あり
壁コンセント	15A× 2 連× 1 個／1連棟	
電源引込線引留金具		
窓用カーテンレール	カーテン付き	

- (4) 電気配線工事は納入者が実施するものとする。
- (5) 組立後の性能において、ユニット本体及び構成品にガタ・緩み・異音が生じないことを満たさなければならない。

4 検査・監督

- (1) 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。
- (2) 解体完了時、業者側責任者が立会い、検査官の指示に従い完成検査を行う。この際、不適切と判断された場合は、指定の期日までに手直しを実施し、再検査を受けるものとする。

5 建築確認

納入者は、建築確認申請を行い、建築確認を受けるものとする。この際、申請に必要な工事・処置等は納入者によって行うものとする。

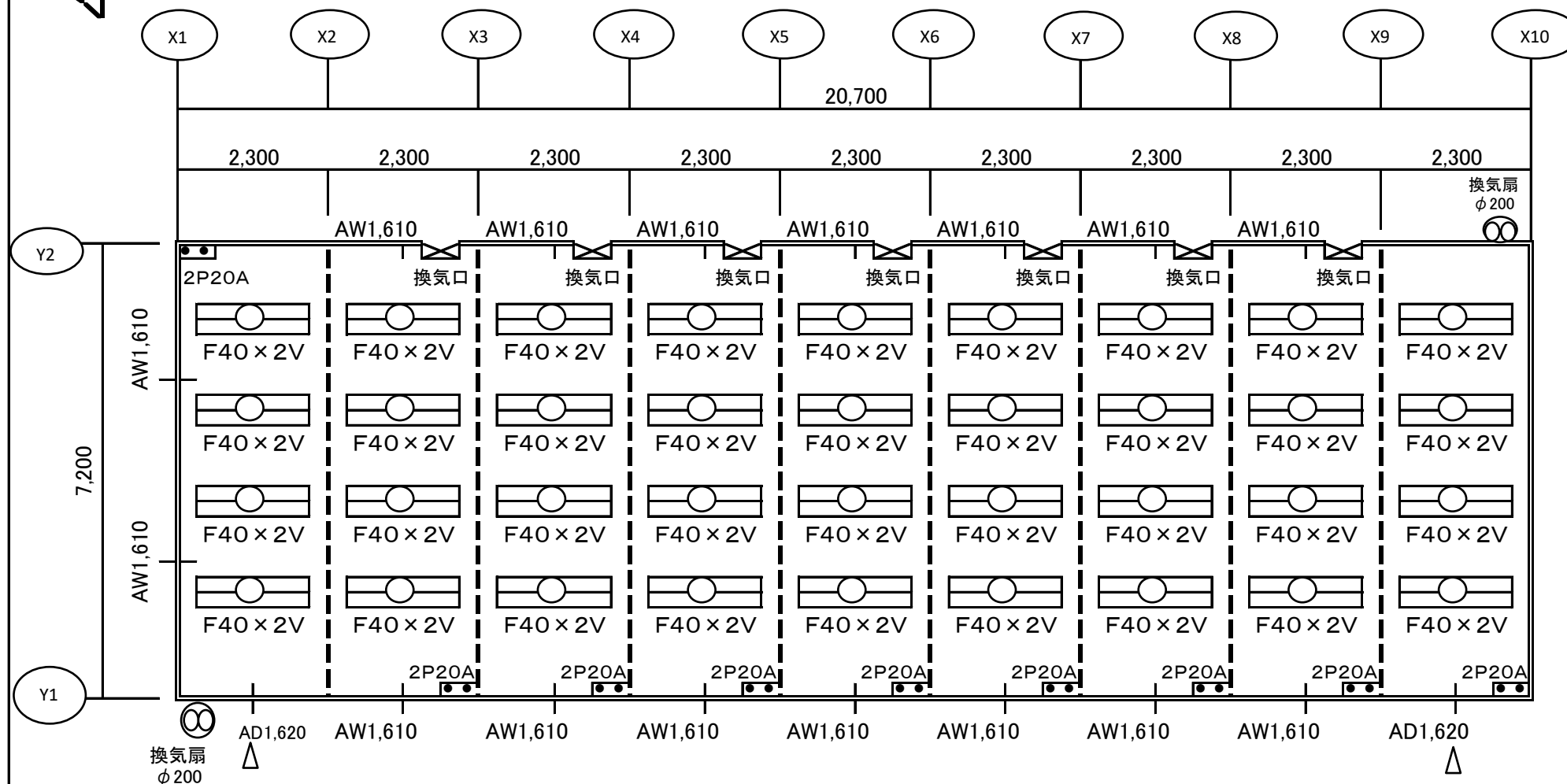
6 仕様書に関する疑義

本仕様書に明示されていない事項、疑義が生じた場合は契約担当官の指示によるとし契約締結後官側との細部調整とする。

7 連絡先

陸上自衛隊岩手駐屯地 東北方面特科連隊第3科 八幡 愛（内線：230）

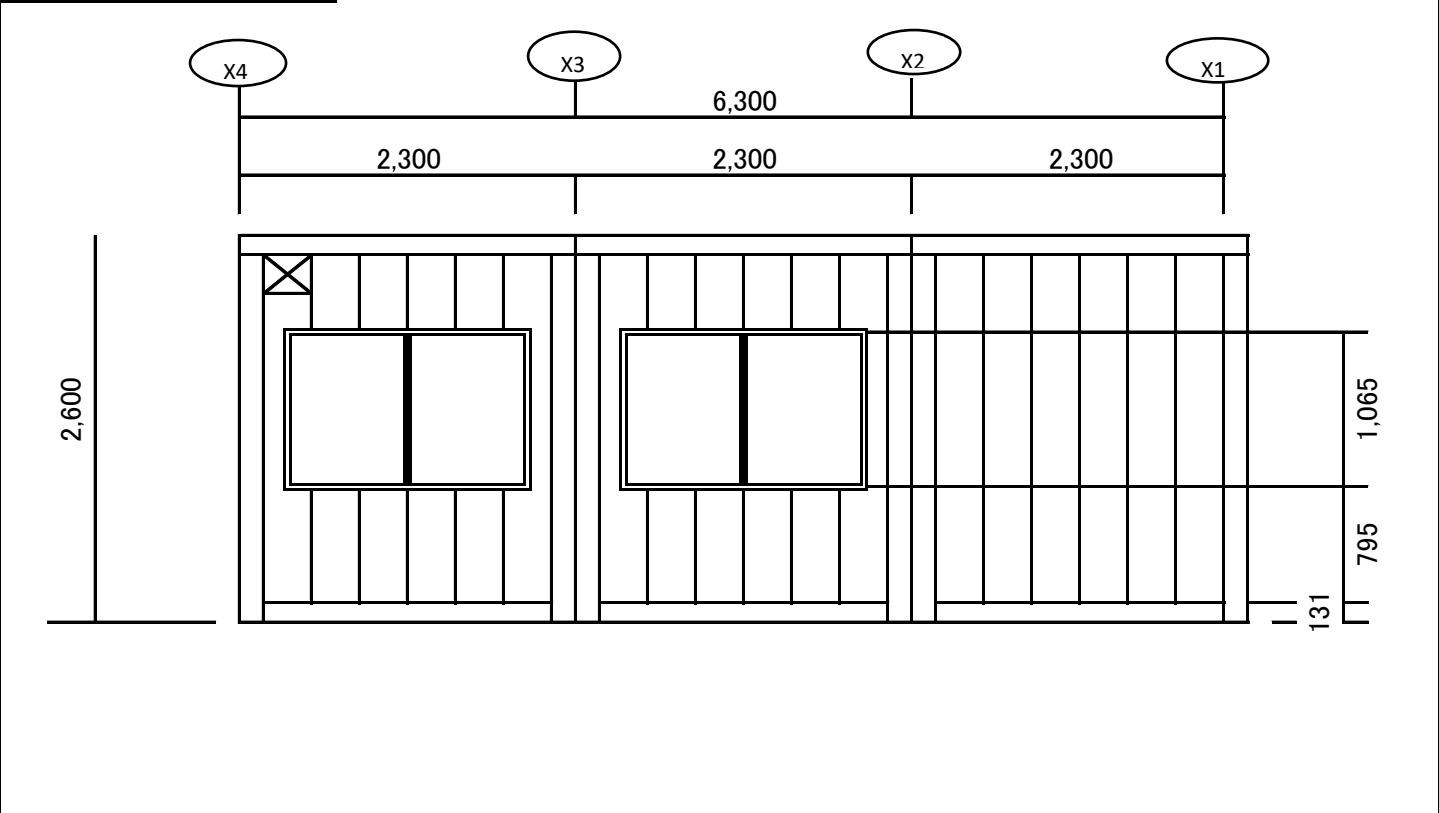
北



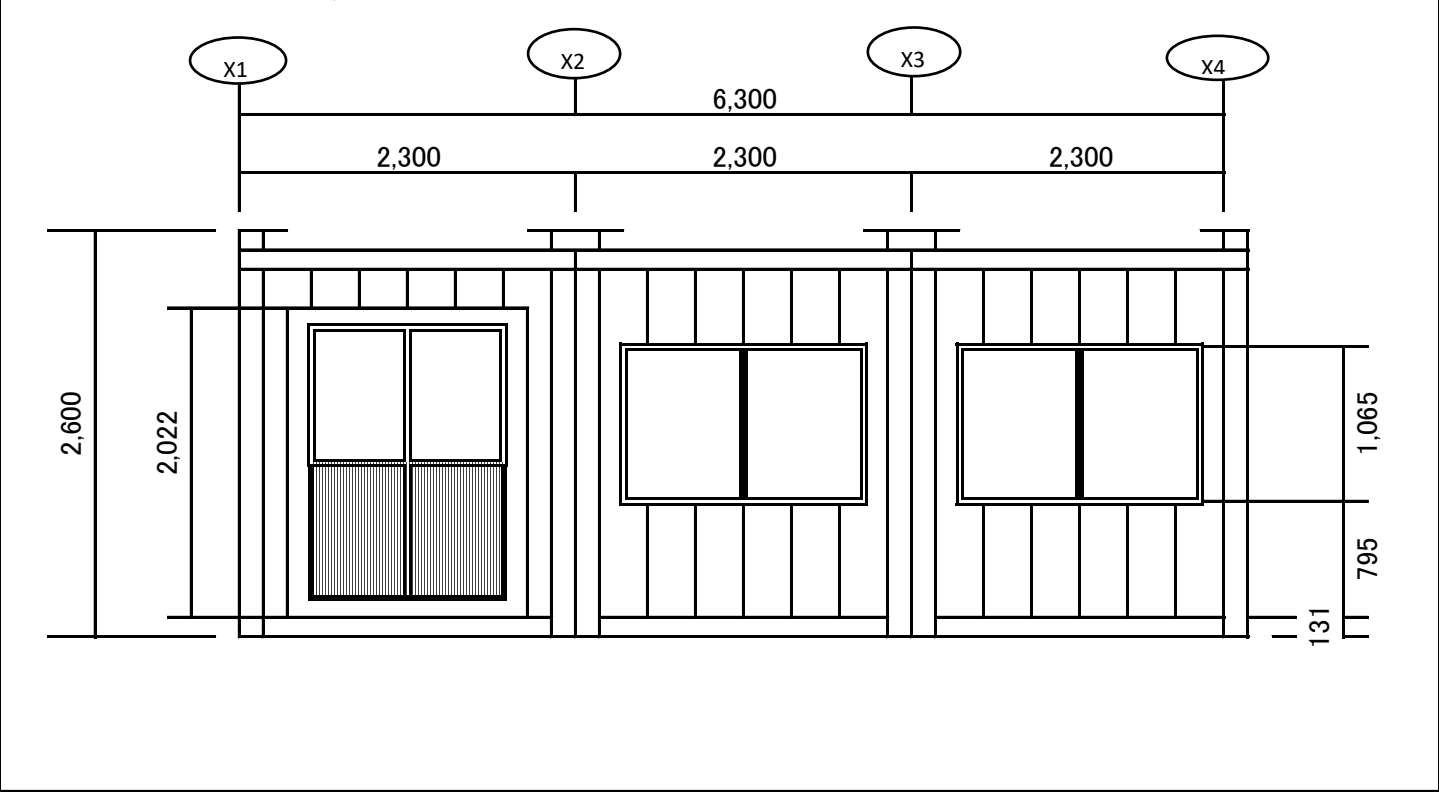
内部仕上表

天井: プリント合板 t=4
断熱材(天井): グラスウール t=50
内壁: プリント合板 t=4
巾木: 化粧巾木 H=60
床: 塗装耐水合板 t=12

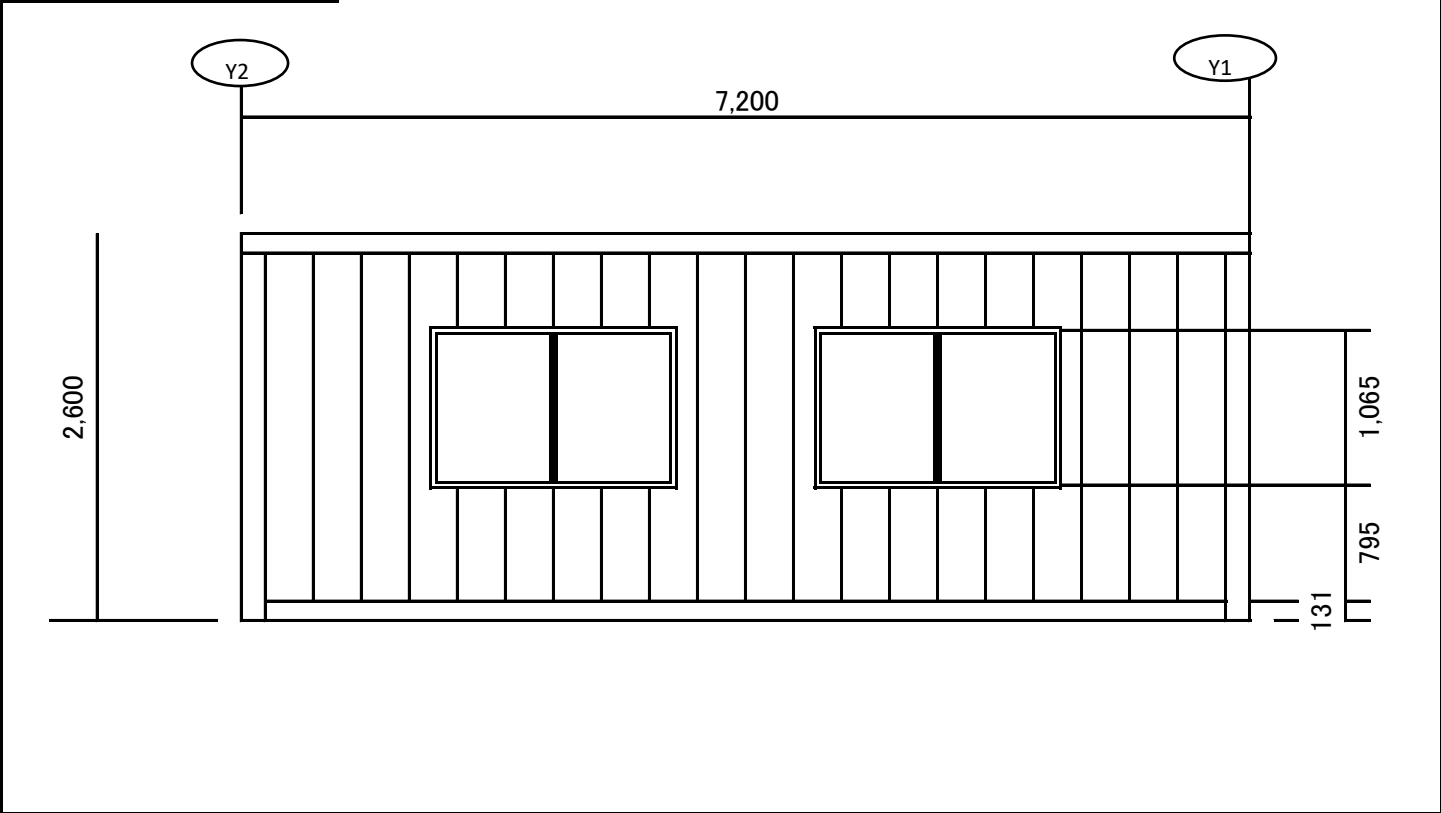
Y 2 立面図



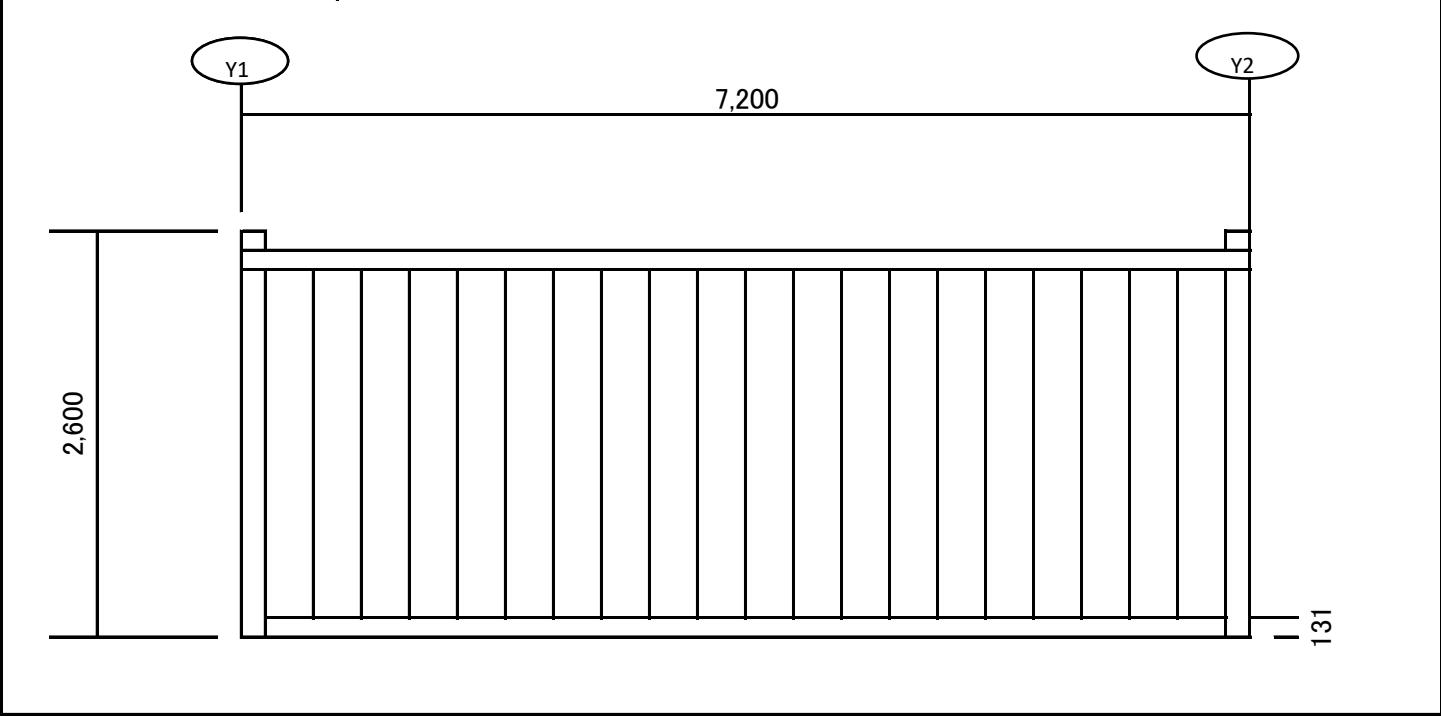
Y 1 立面図



X 1 立 面 図

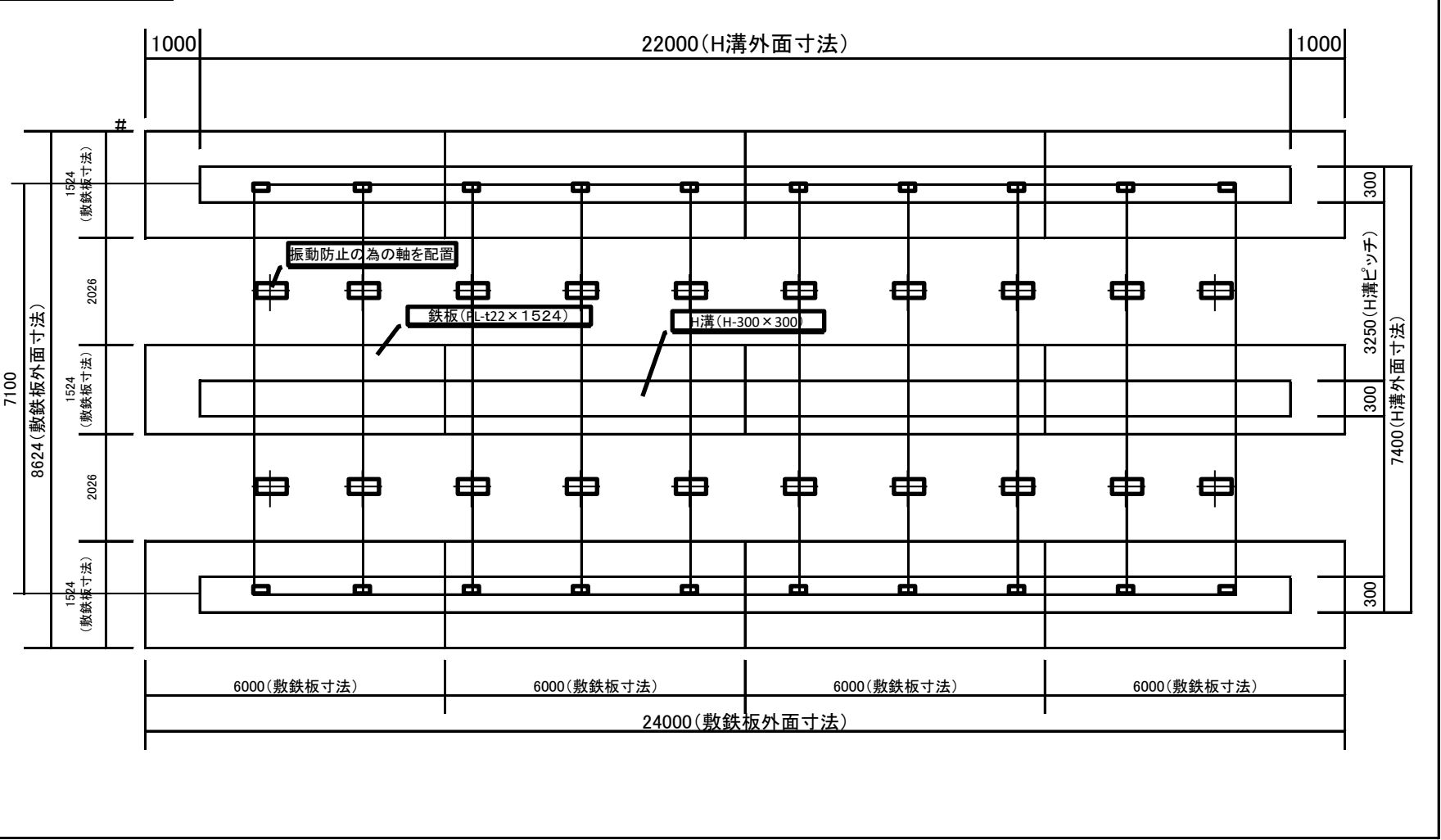


X 1 0 立 面 図



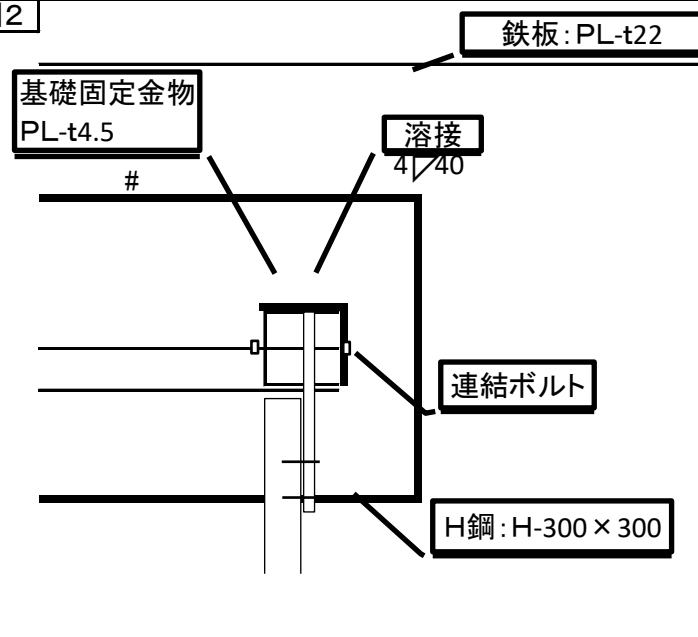
調達要求番号5N971A30031

基礎伏図1



調達要求番号5N971A30031

基礎伏図2



(1) 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和8年7月25日までとする。

